

在外投票人証再交付申請書

次の事由が生じたことを誓い、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第22条第1項の規定により、在外投票人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都（道府県）郡（市）（区）町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

- a 在外投票人証を亡失し、又は滅失した。（例 紛失した場合）
 b 在外投票人証を汚損し、又は破損した。（例 汚した場合）
 c 在外投票人証を交付した選挙管理委員会の名称の変更があった。

フリガナ 氏 名	姓	名	生 年 月 日 年 月 日	性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署 名 (必ず自署)				
在外投票人証の記載事項の変更	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 住所変更有	<input type="checkbox"/> 氏名変更有	<input type="checkbox"/> 送付先変更有
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵送等で送付	<input type="checkbox"/> 領事官経由での交付を希望			

注 意

- 「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名（氏名を変更した場合は新氏名）を正確に書いてください。
- 「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
- 上記 b 又は c の理由により在外投票人証の再交付を申請する場合は、当該汚損（破損）した在外投票人証又は変更前の選挙管理委員会の名称の記載のある在外投票人証を併せて提出してください。
- 在外投票人証の記載事項の変更がある方で、在外投票人証記載事項変更届出書を提出していない方は、別に当該届出書を提出する必要があります。
- 「交付の方法」欄には、再交付される在外投票人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合ににレをつけてください。

何年何月何日

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

都（道府県）郡（市）（区）町（村） 選挙管理委員会委員長 あて

領事官 在何日本国大使（在何日本国総領事）
 （何出張駐在官事務所）

省公
略印